

子どもを守る取り決め①

5月号と6月号では、子どもを守る取り決めについて紹介します。今回紹介するのは子どもの権利条約です。

【問】市人権・同和教育推進室 ☎77・8842

コロナ禍で悪化 子どもを取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症が猛威を振ったこの3年間。日常的なマスク着用やイベントの中止などこれまでと生活が一変し、私たちはストレスを抱える日々を過ごしてきました。

その影響は子どもたちにも大きく及びました。令和3年度には小中高生など子どもの不登校、自死、虐待の件数は過去最多を記録。今は規制が緩和されたものの、すぐにコロナ禍前のように戻れないことが予測されます。これ

では、子どもの人権が十分守られているとは言えません。そこで、国内であまり知られていない「子どもの権利条約」について紹介します。

子どもを国際的に守る 子どもの権利条約

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたものです。平成元年の国連総会で採択され、翌年に発効。日本では平成6年にこの条約を国内でも取り入れて守ることを決めました。この条約では4つの原則と、4つの権利を定めています。

子どもの権利条約

4つの原則

- 差別のないこと
国籍や人種などどんな理由でも差別されない
- 子どもにとって最も良いこと
子どもに関することは子ども第一で考える
- 命を守られ成長できること
医療、教育など支援を受けることが保障される
- 意見を表明し参加できること
自由に意見を言うことができる。大人はその意見を尊重する

4つの権利

- 生きる権利
衣食住や医療に困らず、命が守られること
- 育つ権利
教育を受け、休んだり遊んだりできること
- 守られる権利
紛争や暴力、有害な労働などから守られること
- 参加する権利
自由に意見を言ったり団体を作ったりできること

広報やながわ

令和5年5月号 No.426

●発行 柳川市 / 〒832-8601 福岡県柳川市本町 87-1
●編集 総務部企画課広報広聴係 (直通) ☎0944-77-8425 FAX74-5520
●URL <https://www.city.yanagawa.lukuoka.jp/> ●e-mail kohun@city.yanagawa.lg.jp

●発行日 令和5年5月1日
「広報やながわ」は、年齢や障がいの有無などを問わず、できるだけ多くの人が読めるように、ユニバーサルデザインを導入しています。

5月号
2023.No.426

広報やながわ
柳川
Public relations magazine of Yanagawa



CONTENTS	ページ
地域福祉計画策定	2~3
人事異動、オスプレイ市民説明会ほか	4~7
思い出写真館、まちかどレポートほか	8~13
お知らせ掲示板、活動紹介ほか	14~23

市の最新情報は公式LINEで発信しています。プッシュ通知なので情報を見逃すことがなく便利です。まだ利用したことのない人は、ぜひ友だち登録をお願いします。



柳川を全力でPR

今年度の観光柳川キャンペーンレディ「水の精」が決まりました。選ばれたのは、写真左から柳瀬百花さん(25歳)、松尾恵理さん(21歳)、師岡玲菜さん(21歳)。柳瀬さんは社会人で松尾さんと師岡さんは大学生です。1年間しっかり柳川をPRしてくれることを期待しましょう。詳しくは市公式サイトで確認できます。



水の精